

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や  
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

## 申請すると 国民健康保険税が軽減される場合があります

### 対象者は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、  
（１）雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）  
（２）雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）  
として離職者給付（基本手当等）を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11,12,21,22,23,31,32,33,34に該当される方  
※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

### 軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。  
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

※前年の1月1日から12月31日までに給与所得がない場合は、  
申請年度の国民健康保険税は軽減の対象になりません。

### 軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、  
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### 申請に必要な書類等

●印鑑

●雇用保険受給資格者証

※お持ちでない方は、ハローワークにおいて

再交付していただいでください。

### 【問い合わせ先】

国保年金係 TEL62-1118

合川総合窓口センター TEL78-2112

森吉総合窓口センター TEL72-3115

阿仁総合窓口センター TEL82-2112

**<注意> 申請しないと軽減の該当になりません**